

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、上場企業として長期的な視野に立った企業価値の最大化を図るための体制構築をコーポレート・ガバナンスの基本目標とし、「経営の効率化」の推進と「コンプライアンスの強化」を図るべく経営管理組織の充実を図っております。

現在、経営体制については、経営環境に係る評価を共有し迅速な経営判断を行うため、業務執行を実際に行う社内取締役が中心となり経営に当たっております。取締役会は取締役6名で構成され、うち1名は社外取締役であり業務執行機関に対する監督機能を強化しております。監査役は3名から成り、監査役会を構成し、監査役2名を社外監査役とすることで公正性・透明性を確保しております。また、会計監査人制度を採用することで監査機能の一層の充実を図っております。

当社は、事業をとりまく状況変化のスピードが早いインターネット関連業界に属しており、経営の機動性を確保すると同時に透明性及び健全性を高め、株主、顧客、ユーザー、及び従業員等のステークホルダーからの信頼性を確保することが経営の最重要課題の一つであると認識しております。

情報管理を徹底するとともに、必要な情報開示を遅滞なく適切に行い、ステークホルダーに対する説明責任を果たしてまいりたいと考えております。また、コンプライアンスの強化を図るため、内部監査制度の強化、プライバシーマークでのルール厳守等を根子にしたサービス品質の向上等、積極的に対処しており、今後とも社内体制の充実に真摯な姿勢で臨んでいく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則3-1. 情報開示の充実】

- (1)当社の経営理念はウェブサイト(<https://ceres-inc.jp/vision/>)に掲載しております。
- (2)本報告書「1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。また、当社ウェブサイトおよび有価証券報告書においても記載しております。
- (3)各取締役の報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内で、以下の業績や当該業績への貢献等を踏まえ、取締役会から一任を受けた代表取締役社長が決定しております。
- (4)取締役候補につきましては、当社の経営を的確、公正かつ効果的に遂行できる知識及び経験を有していること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行っております。監査役候補につきましては、法律や財務等に関する高い専門性や幅広い知見を有していること、客観的かつ中立的な立場から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、監査役会の同意を得た上で選定及び指名を行っております。
- (5)社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役を1名選任しており、独立社外取締役は経験豊富な経営者としての外的な視点から、取締役会における業務執行を十分に監督しており、独立社外取締役としての役割・責務を十分果たしておりますが、今後のガバナンス体制の更なる強化を目的として、必要に応じて独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社の経営に対し、専門的で建設的な助言および監督のできる取締役候補者を選定しております。今後は当社独自の独立性判断基準を策定することも検討してまいります。

【補充原則4-11-3. 取締役会の実効性に関する分析・評価の概要】

当社では、現時点では取締役会の定期的な分析・評価は実施しておりませんが、今後は、取締役会の実効性向上のための課題を洗い出し、必要な対策に取り組んだ上でその結果を検証するPDCAサイクルを運用するために、取締役会の定期的な分析・評価を行っていくことを検討してまいります。

分析・評価の方法を定め、これを実施した時点で、分析評価の方法およびその結果の概要を開示する予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社が政策保有株式の投資を行う際の基本方針としましては、投資対象会社との業務提携、情報共有等を通じて当社の事業とのシナジー効果が期待されることとあります。政策保有株式に係る議決権の行使に関しましては、投資の目的であるシナジー効果が最大限発揮され、当社の企業価値向上に寄与するという観点から、提案された議案を検討し行使しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、役員及び役員が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反の生じるおそれのある取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、会社法および当社の取締役会規程に基づき、取締役会における事前承認を求めています。現在のところ、関連当事者間の取引は発生していません。

【補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲及びその概要】

当社は、社内規程において、取締役会と経営陣の権限を明確に定めております。取締役会は、法令・定款に定める事項のほか、金額規模・経営戦略上の重要性を鑑みて、業務執行機関へ裁量を与え、業務執行の柔軟性・迅速性を確保しております。

【補充原則4-11-1. 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会の員数は、定款で定める員数である7名以内とし、当社の各事業に関する知識・経験・能力等のバランスや多様性に十分配慮し

候補者を選定しております。

【補充原則4-11-2. 取締役・監査役の兼任状況】

当社の取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、十分な時間と労力をその業務に充てております。なお、重要な取締役・監査役の兼任状況は、有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役に対するトレーニングとして、社外役員を含む新任取締役および監査役に対し、当社の説明会、事業勉強会を実施し、当社に関する知識の習得を支援する方針であります。また、取締役および監査役の業務を行うにあたって必要な基本知識を学ぶための外部教育訓練について費用を負担することで、取締役および監査役としての役割および責務についての理解を深めるための支援を行う方針であります。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、株主を含む投資家と積極的な対話を行い、得られた知見を適切に経営に反映させていくことが重要と認識しております。代表取締役社長及び経営企画グループ、人事・総務グループがIR体制を整備し、株主からの質問や投資家からの取材に積極的に応じております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ジュノー・アンド・カンパニー	1,180,000	12.68
インキュベイトキャピタル5号投資事業有限責任組合	1,000,000	10.74
株式会社シーエー・モバイル	900,000	9.67
高橋 秀明	855,000	9.19
都木 聡	501,000	5.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	431,500	4.63
谷地館 望	314,400	3.37
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	313,000	3.36
小林 保裕	200,000	2.14
野口 淳	195,700	2.10

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

該当事項はございません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 第一部
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
畑 慎也	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畑 慎也	○	—	他の法人等における役員としての経験を活かした幅広い見地から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を果たしていただくため、社外取締役に選任しており、同氏には客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っていたことから、独立役員に指定しております。 なお、同氏は、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる各項目には該当しておりません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	7名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査は、有限責任監査法人トーマツが実施しております。監査役は会計監査人と定期的に会合を設け、監査計画や監査の方法及び結果について報告を受けるとともに、随時意見交換を行い連携強化に努めております。

内部監査につきましては管理本部経営企画グループの内部監査担当が主幹となり実施し、事前に策定した内部監査計画に従い内部監査を実施し、結果について代表取締役社長に報告するとともに監査役にも共有する体制となっております。

また、監査役、会計監査人、内部監査担当は定期的に意見交換等を行っており、相互の連携を強化することで適切な監査を実施できる環境を整えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
高橋 由人	他の会社の出身者														
上杉 昌隆	弁護士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 由人	○	—	他の法人等における長年にわたる役員歴任経験を有することから、その豊富なビジネス経験を通じて培った同氏の幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般に関する助言を得ることで当社の経営体制が強化できるものと判断し、社外監査役に就任いただくと共に独立役員に指定しております。 なお、同氏は、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる各項目には該当しておりません。
			弁護士資格を有し、他の法人等における長年にわたる役員歴任経験を有することから、その豊富なビジネス経験を通じて培った同氏の幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の

上杉 昌隆	○	<p>経営全般に関する助言を得ることで当社の経営体制が強化できるものと判断し、社外監査役に就任いただくと共に独立役員に指定しております。</p> <p>なお、同氏は、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる各項目には該当しておりません。</p>
-------	---	--

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はございません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当事項に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当事項に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当事項に関する補足説明

第11期(平成27年12月期)における社外取締役を除く取締役の報酬等の総額は72,150千円であり、全額が基本報酬であります。なお、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、提出会社の役員ごとの報酬等の総額等は記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役についてのサポートは、管理本部が行っております。具体的には、取締役会の開催に際しては、議案についての事前説明等を行っております。また、必要に応じて適宜、電子メール・電話等により情報を共有しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

○取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役1名)で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

○監査役会

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、毎月開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は取締役会に出席し、業務執行者から独立した立場で監査・監督を実施しております。

○経営会議

当社では週1回、原則として常勤取締役及び各部署の責任者が出席する経営会議を開催しております。経営会議は、職務権限規程及び経営会

議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行っております。各部門の業務の執行状況が報告され、情報を共有しつつ、十分な議論を行っております。

○会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しております。当社の代表者と監査法人の代表社員の間で定期的に協議を実施し、金融商品取引法及び会社法の規定に基づき、財務諸表の適正性を確保しております。会計監査業務の状況は以下のとおりであります。

a. 会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 小島 洋太郎

指定有限責任社員 業務執行社員 小林 弘幸

b. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他3名

c. 監査報酬

第11期(平成27年12月期)における監査証明業務に基づく報酬額は17,450千円であります。

○責任限定契約

当社と、社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、500万円以上又は法令が規定する額のいずれか高い額とするものであります。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の機動性や透明性、客観性及び健全性の保持・向上を目的に、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題であると認識し、適正な業務執行及び監査への対応ができる体制の構築を図るために、社外取締役の選任と監査役会の設置による業務執行の監督・監査に重点を置いた、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化、監査法人との連携により、法定期限内の確実な発送に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	事業年度末が12月であるため、集中日と異なる日に定時株主総会を開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会及びセミナーを開催し、代表取締役社長が業績及び経営方針を説明することとしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表時の年2回、アナリスト・機関投資家に向けて説明会を実施し、代表取締役社長が業績及び経営方針等の説明をすることとしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明資料、有価証券報告書及び四半期報告書を当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 管理本部 経営企画グループ 情報取扱責任者: 取締役管理本部長 小林 保裕	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社サービスをご利用くださるユーザー様や企業様、株主・投資家の皆様、従業員など幅広いステークホルダーの方々と良好な信頼関係を築き、当社が社会から広く必要とされ永く繁栄できる企業となるべく、様々なCSR活動に取り組んでまいりたい方針です。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社のステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ及び適宜開催の会社説明会等を通じて情報提供を行ってまいりたい方針です。
その他	当社では女性の活躍促進のため、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備をすすめております。出産休暇及び育児休暇取得実績数は増加しており、出産及び育児経験者からの声を制度に取り入れながら、働く女性をバックアップする体制を構築しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「内部統制システムの構築の基本方針」を定め、これに基づいて内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。その概要は以下のとおりです。

a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を制定し、役職員はこれを遵守することを徹底しております。

また、コンプライアンス担当部署として管理本部は、コンプライアンス委員会と連携のうえ、役職員に対する適切な教育研修体制を構築しております。加えて、役職員の職務執行の適切性を確保するために、内部監査担当を配置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査担当は、必要に応じて会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行において、取締役会議事録を始めとした書類と職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存・管理しております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失に繋がるリスクの管理体制を構築する責任と権限を取締役会が有し、特別リスク検討シートに基づき多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。具体的には、リスク管理部門として管理本部が活動を統括し、経営会議内において情報を共有しております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定期的に開催するとともに、機動的な意思決定を行うための臨時取締役会を適宜開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。

また、取締役会の下に、経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するために、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を具体的に各部署に伝達しております。

なお、日常の職務執行において、効率的に実施するために、業務分掌規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各職位の責任者が的確に意思決定できるような体制を整備しております。

e. 当社における業務の適正を確保するための体制

経営理念を社内でも共有し、足並みの揃った企業価値向上と業務の適正性を確保しております。また、内部監査による業務監査により、当社の業務全般にわたる適正性を維持する体制を整備しております。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保するような体制としております。また、当該使用人が監査役を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、取締役からの指示・命令は受けないようすることとしております。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に従い、必要な報告や情報提供を行うこととしております。

監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底することとしております。

h. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明できる場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

i. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長及び内部監査担当は、監査役と定期的に意見交換を行う機会を持つこととしております。また、監査役は取締役会に参加するとともに、必要に応じて経営会議等の社内会議体に参加することにより、重要な報告を受ける体制としております。

なお、監査役会は会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性と効率性を高めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、常に危機管理意識を持ち、警察や顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図りつつ、組織として毅然とした姿勢で対応することを基本方針としております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

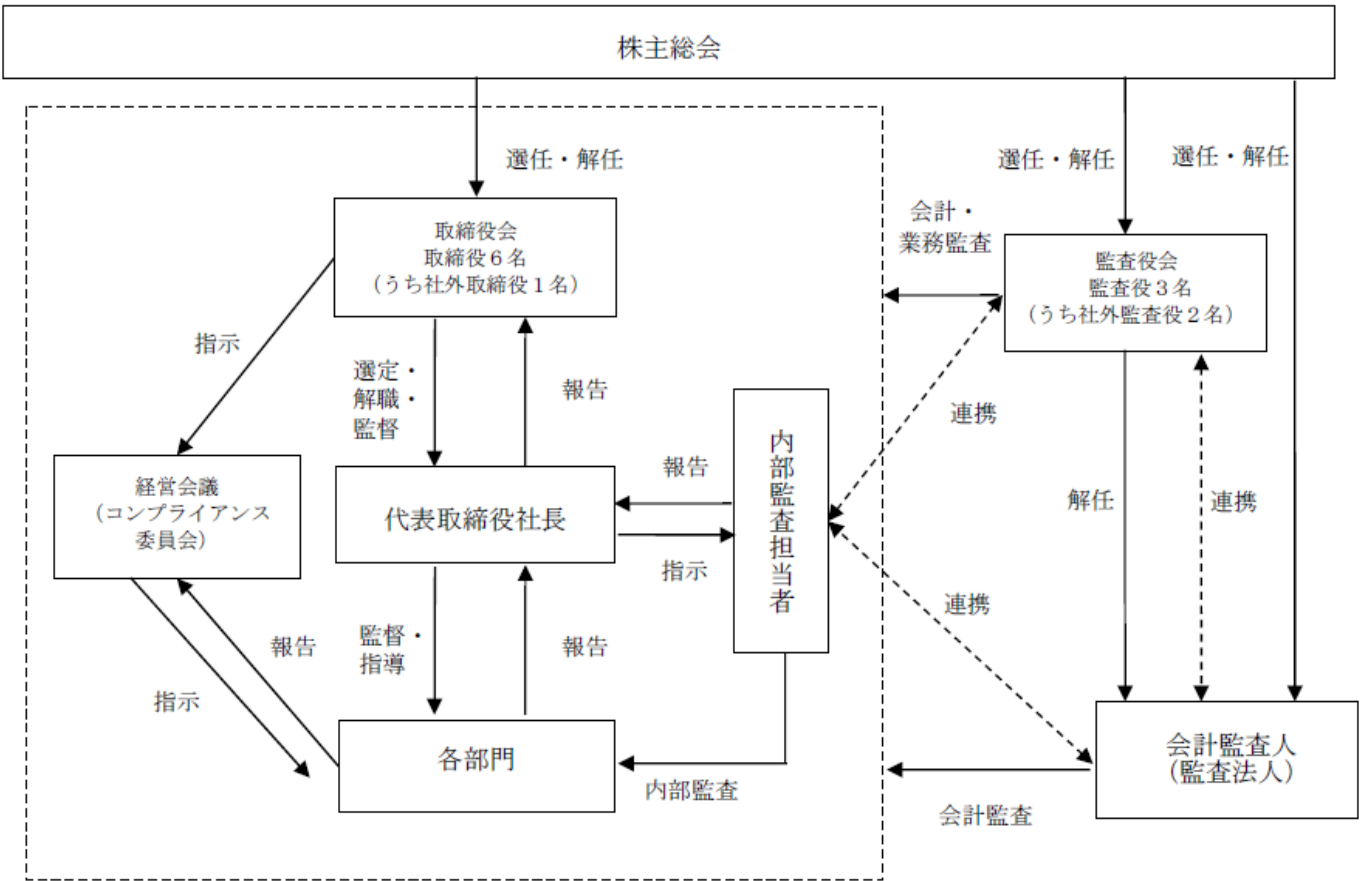
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

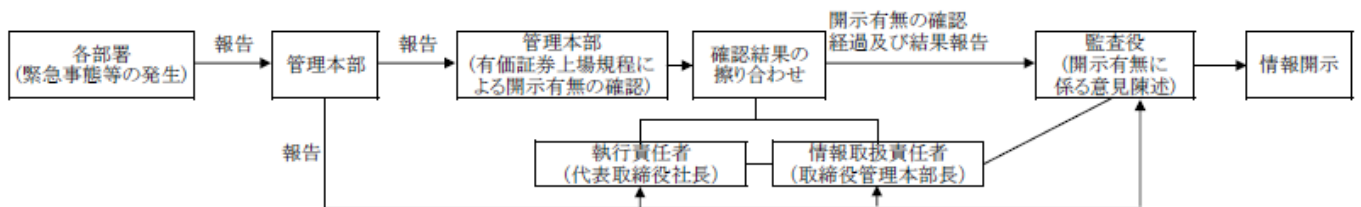
該当事項はございません。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

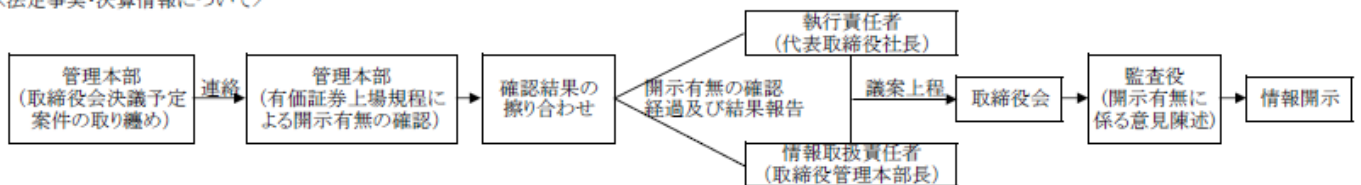


【適時開示体制の模式図】

＜発生事実について＞



＜法定事実・決算情報について＞



以上